

個人市民税・県民税納税通知書発送日と 市県民税所得課税証明書の発行開始日のお知らせ

納税通知書の発送日

- 給与特別徴収(給与からの天引き)の人**
 - ・5月11日(木)に勤務先へ発送します。
 - ・勤務先から「令和5年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」が手元に届きます。
- 普通徴収(納付書または口座振替での納付)および年金特別徴収(年金からの天引き)の人**
 - ・6月6日(火)に納税義務者あてに「令和5年度市民税・県民税納税通知書」を発送します。

証明書の発行開始日

令和5年度(令和4年中の所得)市県民税所得課税証明書は6月6日(火)から発行します。
 なお、市内に住所がある方は、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)から市県民税所得課税証明書などを取得できます(4桁の暗証番号が必要)。

▷問い合わせ先=税務課市民税係(☎内線154)

会計年度任用職員を募集します

■事務補助員(障がい者対象)

- ▷募集人数=2人
- ▷勤務内容=各課における一般事務補助など
- ▷勤務条件=午前9時~午後4時(週5日勤務)
- ▷報酬=月給117,212円~144,619円
- ▷必要書類=応募申込書、ハローワーク紹介状、申込当日有効である「身体障害者手帳」、「都道府県知事もしくは政令指定都市市長が交付する療育手帳」または「精神障害保健福祉手帳」の写し
- ▷採用担当=総務課(☎内線233)

■鳥獣被害対策推進員

- ▷募集人数=1人
- ▷勤務内容=有害鳥獣被害対策関連業務など
- ▷勤務条件=午前9時~午後4時(週5日勤務)
- ▷報酬=月給117,212円~154,993円
- ▷必要書類=応募申込書、ハローワーク紹介状、普通自動車免許・第一種狩猟免許・狩猟用ライフル銃所持許可を受けていることがわかる

書類の写し

▷採用担当=農林課(☎内線337)

■特別支援教育相談員

- ▷募集人数=1人
- ▷勤務内容=就学予定児、児童生徒の就学等に関する調査や相談の実施など
- ▷勤務条件=午前9時~午後4時(週3日勤務)
- ▷報酬=時給930円~1,147円
- ▷必要書類=応募申込書、ハローワーク紹介状、教職員免許の写し
- ▷採用担当=学校教育課(☎内線273)

■共通事項

- ▷任用期間=採用日から令和6年3月31日まで
- ▷募集期限=5月17日(水)まで
- ▷募集職種=パートタイム会計年度任用職員
- ※応募方法、詳しい勤務条件、必要資格などは、市ホームページまたはハローワーク大船渡の求人票を確認ください。



各種SNSで情報を発信しています

市は、緊急情報や市の魅力などについて、SNSを活用し情報発信を行っています。

▷問い合わせ先
秘書広報課(☎内線210、212)



市公式 LINE
友だち追加用



市公式
YouTube チャンネル



市公式
フェイスブック



市公式
ツイッター

軽自動車税(種別割)納税通知書を発送します ~5月31日までに納めましょう~

▷問い合わせ先=税務課諸税係(☎内線153)

障害のある人を対象とした減免制度があります

日常生活において歩行が困難な身体障害者、精神障害者または知的障害者、もしくは身体障害者などの家族が運転する軽自動車について、以下の**1**または**2**のいずれかを満たす場合は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。
 ※減免する軽自動車は1台に限ります。
 ※岩手県税の自動車税(種別割)と併せて減免を受けることはできません。

▷減免申請手続きに必要な書類

軽自動車税減免申請書、軽自動車税(種別割)納税通知書、自動車検査証、運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または戦傷病者手帳、納税義務者の個人番号が確認できる書類

▷申請期限=5月30日(火)

1所有者および運転者の要件

区分	車の所有者	車の運転者(以下のいずれか)
身体障害者	18歳以上	本人
	18歳未満(※)	本人または生計同一者
精神障害者または知的障害者	本人または生計同一者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人 ・生計同一者(本人の通学、通院のため継続して月1回以上運転) ・常時介護者(本人の通学、通院のため継続して週3日以上運転)

※令和5年4月1日時点で18歳未満の人

2車の構造の要件

車の構造	車に装備されているもの(以下のいずれか)
身体障害者、精神障害者または知的障害者が利用するための構造になっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子の昇降装置または固定装置を装備 ・浴槽を装備

減免の対象となる障害の程度

障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級~4級
	聴覚障害	2級、3級
	平衡機能障害	3級
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合)
	上肢不自由	1級、2級
	下肢不自由	1級~6級(本人が運転)
		1級~3級(生計同一者または常時介護者が運転)
	体幹不自由	1級~3級、5級(本人が運転)
		1級~3級(生計同一者または常時介護者が運転)
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能=1級、2級
移動機能= <ul style="list-style-type: none"> ・1級~6級(本人が運転) ・1級~3級(生計同一者または常時介護者が運転) 		
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸の機能障害	1級、3級、4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	1級~4級	
精神障害者保健福祉手帳	1級	
療育手帳	A	